

第3回教育委員会会議

令和7年2月25日
午後3時00分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第13号

小林小学校と平尾小学校の学校再編整備計画の策定について

小林小学校・平尾小学校 学校再編整備計画(案)

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり小林小学校・平尾小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・小林小学校
- ・平尾小学校

2 学校適正配置の手法

- ・小林小学校と平尾小学校を統合

3 活用する学校施設及び改修等の計画

- ・平尾小学校の校地(大阪市大正区平尾2丁目)
- ・既存施設を活用(教室改造等を含む)

4 学校適正配置の時期

- ・令和10年4月(平尾小学校の教室改造等の完了後)

5 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更

- ・令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童について、就学校の指定の変更(以下「指定校変更」という。)を行うことにより、令和8年4月、令和9年4月、令和10年4月のいずれかの時期に指定校変更対象校へ就学することができることとする。ただし、指定校変更の申請は1回限りとする。
- ・指定校変更を行う児童の兄姉が、当該児童と同じ学校に就学を希望する場合についても、指定校変更を行うことができることとする。なお、就学する時期は指定校変更を行った児童と同じ時期とする。

6 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路(案)については別紙のとおり
- ・新たな通学路等、児童の安全確保については、警察や道路管理者等の関係先と協議しながら、学校適正配置検討会議において意見聴取し、必要な対策を検討する。

7 当該学校の児童数の推移・見込み

(1) 小林小学校について

- ・小林小学校の学級数は6学級であり、すべての学年で1学級(単学級)となっている。さらに少子化傾向が続く中、令和6年度の新1年生は11名となっている。今後も児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらに小規模化が進むことも想定される。

※令和6年5月1日現在。児童数は特別支援学級児童数を含む。学級数は特別支援学級を含まない。以下同じ。

(小林小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和6年度	114人	6学級	11人	21人	19人	22人	20人	21人
令和7年度	113人	6学級	21人	11人	21人	19人	21人	20人
令和8年度	102人	6学級	10人	21人	11人	21人	18人	21人
令和9年度	97人	6学級	17人	10人	21人	11人	20人	18人
令和10年度	92人	6学級	13人	17人	10人	21人	11人	20人

(2) 平尾小学校について

- ・平尾小学校では、令和6年度に1年生が1学級(単学級)となり、今後も少子化が続く中、児童数は減少傾向となることが見込まれる。

(平尾小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和6年度	274人	11学級	33人	38人	53人	50人	50人	50人
令和7年度	266人	11学級	42人	33人	37人	54人	50人	50人
令和8年度	261人	11学級	45人	42人	33人	37人	54人	50人
令和9年度	256人	11学級	46人	45人	41人	33人	37人	54人
令和10年度	233人	10学級	32人	46人	44人	41人	33人	37人

(3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

- ・学校再編整備時の令和10年度には、児童数313人の12学級になる見込み。

(学校再編整備後の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和10年度	313人	12学級	42人	59人	49人	60人	44人	59人

8 その他

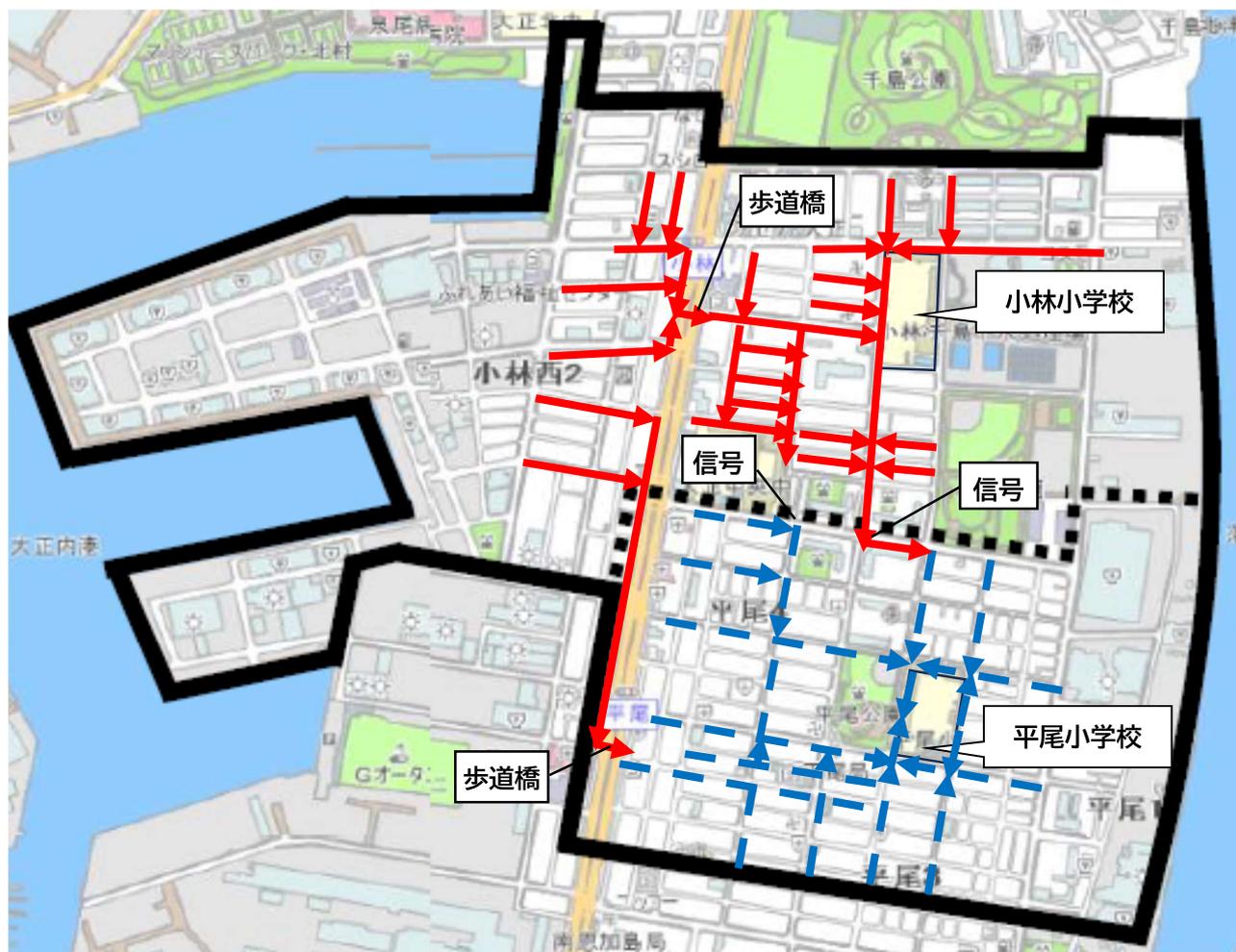
(1) 統合前後の学校運営等について

- ・統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど、学校間の連携を強化していく。
- ・両校においてこれまで培ってきた取組み、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。
- ・学校数が2校から1校に減少することに伴い、必要となる取組みについては、統合前後の両校の状況やニーズを把握したうえで、本市の制度において認められた財政的な効果額を活用して実施する。
- ・教員定数については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、国から措置される基礎定数が基本となるが、両校において円滑な移行が行えるよう、実態に即した配置を行っていくことにより、両校の体制強化や適切な学習指導、生活指導の充実に努めていく。

(2) 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について

- ・本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について、意見を聴取する。
- ・統合時に、新たな物品(標準服等)が必要な場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

再編整備後の通学区域図



凡例

- 小林小学校・平尾小学校統合後の通学区域
- 通学区域境界(連合振興町会境界)
- 小林小学校通学区域からの通学路
- - - - - 平尾小学校通学区域からの通学路

大阪市立学校活性化条例(抜粋)

(小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保)

- 第 16 条 教育委員会は、小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第 56 条(規則第 79 条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)の学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)の規模を適正規模(児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。
- 2 適正規模は、小学校にあつては学級数が 12 から 24 まで、中学校にあつては学級数が9から 24 までであることとする。
 - 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。
 - (1) 学級数が6を下回る中学校であつて今後も6以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの
 - (2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの
 - 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
 - 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。
 - 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則(抜粋)

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。
- 3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。
- 4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。
- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
 - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
 - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
 - (4) 第2条第2項に規定する中学校